

## 【お 知 ら せ】

熊本県熊本地方を震源とする地震による被害の復興支援に従事する航空機の使用料  
(空港使用料・航行援助施設利用料)の免除について

### 1. 現況と目的

熊本県熊本地方を震源とする地震による被害への復興にあたり、我が国の政府・地方自治体団体のみならず民間企業等の団体や諸外国においても支援を実施しているところです。

こうした現況を踏まえ、復興支援にあたる航空機の使用料免除について以下のとおり対応します。

### 2. 免除適用の対象及び確認

熊本県熊本地方を震源とする地震による被害の復興支援に従事する以下の航空機を対象として、運航事業者の免除申請(以下の添付書類を含む)による確認を得た航空機

#### ① チャーター機

運航事業者が契約額コストに航空機の使用料(空港使用料・航行援助施設利用料)を含めていない場合で、契約書(写)並びに運航事業者名及び用機者名(連名可)による申立書の添付がある場合

#### ② 運航事業者が自主的に無償運航する航空機

##### ア. 運航事業者によるもの

契約書(写)若しくは無償運航を証する書類並びに運航事業者名及び発注者名(連名可)による申立書の添付がある場合

##### イ. 航空機所有者によるもの

航空機所有者名による申立書の添付がある場合

### 3. 適用理由

#### ① 適用条項

「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示」一(四)ア及び「航行援助施設利用料に関する告示」三(一)に規定する「公用のために使用する航空機」

### 4. 期間

当分の間

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 航空局：03-5253-8111

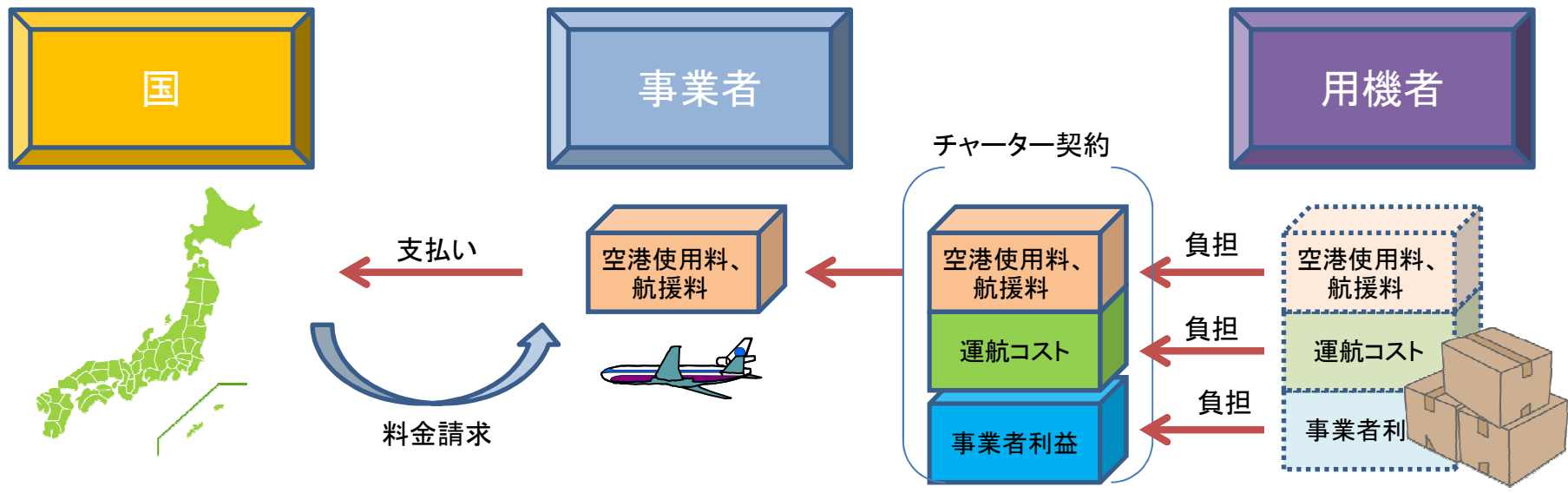
○全体及び使用料関係：航空ネットワーク企画課  
堀 (内 49121)

○航援料関係：交通管制企画課  
押 岡 (内線 51127)

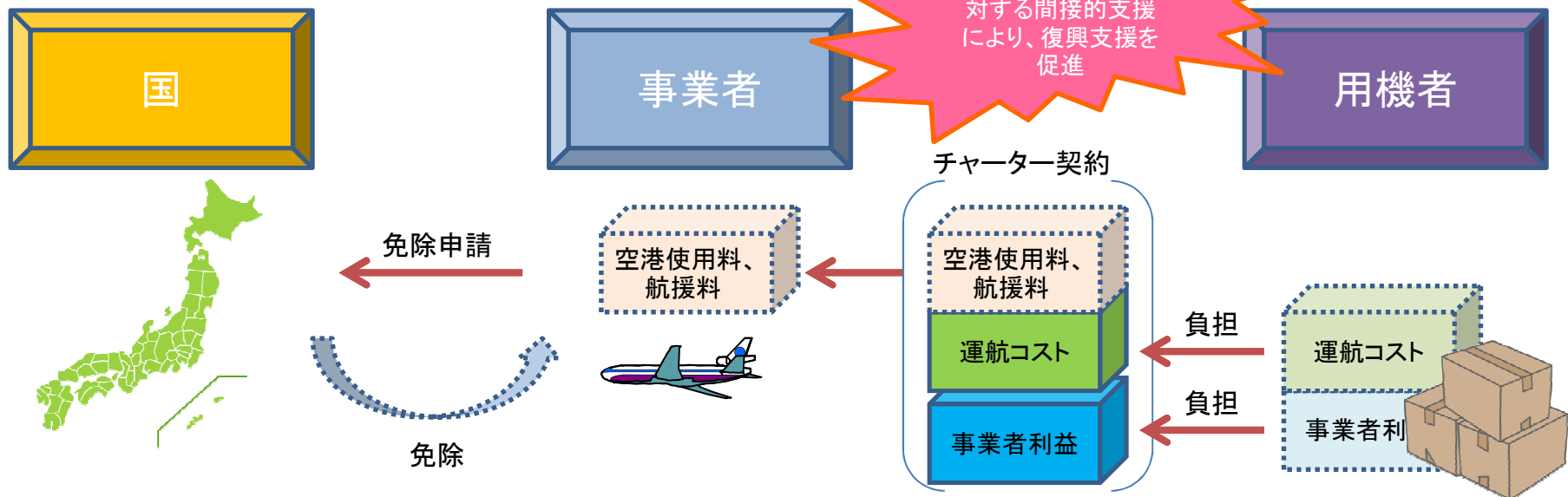
○免除申請先：各空港事務所

# ① チャーター機

(免除しないケース)

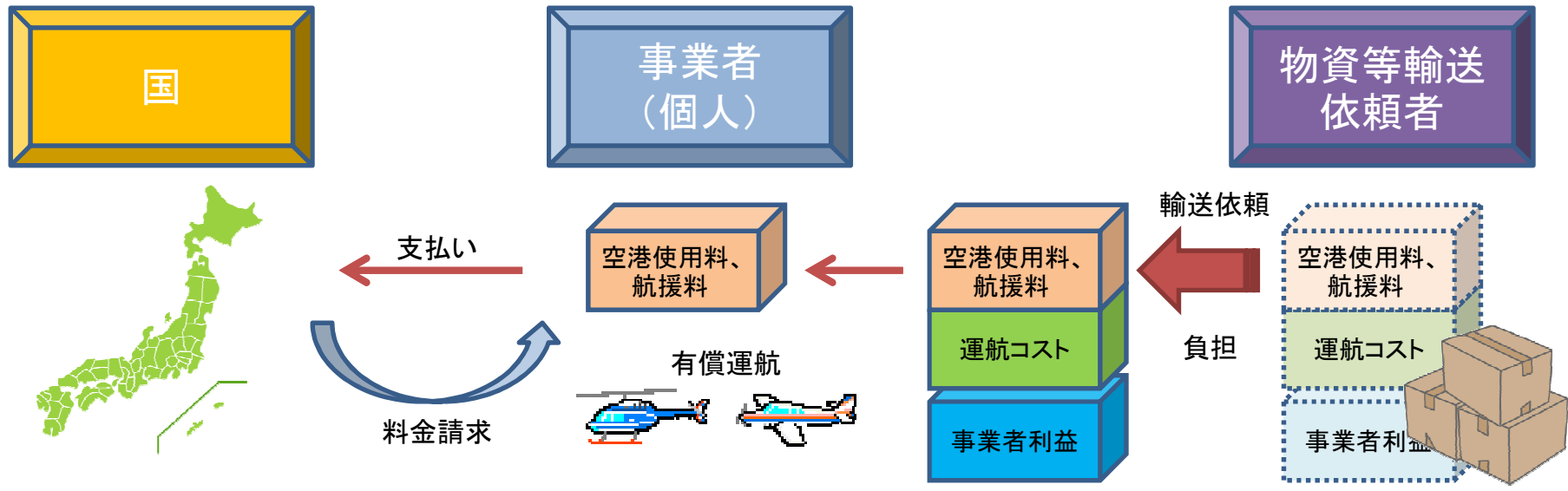


(免除のケース)



## ② 運航事業者(航空機所有者)が自主的に無償運航する航空機

(免除しないケース)



(免除のケース)

